

## 学会賞規定

### (目的)

第 1 条 この規定は、日本スポーツマネジメント学会学会賞の設置について定める。学会賞は「学会賞」「学会奨励賞」から成る。

### (選定)

第 2 条 本学会賞は、その前年度に本学会機関誌「スポーツマネジメント研究」に掲載された論文を対象とする。

ただし学会賞設置初年度のみ、設置以前に発刊された機関誌に掲載された全ての論文を対象とする。

2. 該当論文がない場合、当該年度の学会賞は授与しないこととする。

第 3 条 「学会賞」は、当該年度の最優秀の論文一編、「学会奨励賞」は学会賞に準ずる論文二編に授与する。

第 4 条 受賞者はスポーツマネジメント研究編集委員会の推薦を受けて理事会で決定する。

### (表彰)

第 5 条 表彰は毎年、その年度の学会大会に開催される総会にておこなう。

第 6 条 「学会賞」「学会奨励賞」は賞状ならびに副賞を授与する。

第 7 条 副賞に要する経費は、一般会計からの支出をもってこれにあてる。

### (その他)

第 8 条 本規定に定められていないその他の事項については理事会において決定する。

### 附則

この規則は、平成 23 年 11 月 18 日から施行する。但し、平成 23 年 12 月 11 日一部改定。